



# 島根県報

平成27年6月12日（金）

第2,707号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	3
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審 査 指 導 課）	4

### 【特定調達公告】

島根県庁舎及び合同庁舎LED照明器具の調達に係る随意契約の相手方等	（管 財 課）	4
-----------------------------------	---------	---

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		5
---	--	---

### 【正 誤】

平成27年5月29日付け島根県報第2,703号中	（森 林 整 備 課）	6
平成25年5月7日付け島根県報号外第86号中	（道 路 維 持 課）	6
平成26年2月7日付け島根県報号外第8号中	（        ”        ）	6

**告 示****島根県告示第448号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成27年 6 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
土海 敏幸	整形外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	平成27年 5 月29日
田邨 一訓	整形外科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917-2	平成27年 5 月29日
張 玉川	外科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917-2	平成27年 5 月29日
森 正剛	内科	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931	平成27年 5 月29日
矢間 敬章	耳鼻咽喉科	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931	平成27年 5 月29日
國本 泰臣	耳鼻咽喉科	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931	平成27年 5 月29日
田邊 翔太	内科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	平成27年 5 月29日

**島根県告示第449号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 6 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市伊野土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

松本 剛美 出雲市地合町474  
 奥村 文男 出雲市野郷町1501  
 山崎 文幸 出雲市野郷町1838  
 兼折 英司 出雲市野郷町1970  
 川瀬 辰夫 出雲市野郷町1115  
 山崎 信昭 出雲市野郷町1227-1  
 原田 茂 出雲市野郷町393  
 山崎 敏美 出雲市野郷町291-1  
 常松 佳男 出雲市美野町361  
 池尻 初子 出雲市美野町117  
 竹内 満雄 出雲市美野町1164  
 常松 勝廣 出雲市美野町1293  
 原田 信隆 出雲市美野町1070  
 岩成 浩 出雲市美野町884  
 堀内 定夫 出雲市小境町1918

## 監事

原田 聡 出雲市野郷町396

常松 士郎 出雲市美野町255

## 2 就任年月日

平成27年 3 月11日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

松本 剛美 出雲市地合町474

奥村 豊 出雲市野郷町1527

山崎 文幸 出雲市野郷町1838

兼折 英司 出雲市野郷町1970

多久和啓二 出雲市野郷町1083

川瀬 芳男 出雲市野郷町1169

原田 聡 出雲市野郷町396

山崎 敏美 出雲市野郷町291- 1

常松 士郎 出雲市美野町255

池尻 肇 出雲市美野町77

原田 誉裕 出雲市美野町1192

常松 勝廣 出雲市美野町1293

原田 信隆 出雲市美野町1070

岩成 浩 出雲市美野町848

堀内 定夫 出雲市小境町1918

## 監事

原田 京藏 出雲市野郷町408

原田 利雄 出雲市美野町272

## 島根県告示第450号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 6 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除に係る保安林の所在場所

安来市伯太町上小竹1172- 3

## 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## 島根県告示第451号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成23年島

根県告示第410号による保険に付すべき義務は、平成27年6月2日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖湖南加入区

### 島根県告示第452号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成27年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項			
			変 更 後		変 更 前	
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所
821	益田市赤城町 17-28 益田市猟友会 会長 舛山 久 己	益田市赤城町 17-28	益田市赤城町 17-28 益田市猟友会 会長 舛山 久 己	益田市赤城町 17-28	益田市柏原町 1627 益田地方猟友会 会長 中島 英弍	益田市柏原町 1627

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量  
島根県庁舎及び合同庁舎LED照明器具の調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年5月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
山陰総合リース株式会社 代表取締役 影山 敬三  
島根県松江市白潟本町63番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
107,568,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

## 7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成27年6月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- |   |         |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  | 11,554  |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 162,949 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）          |         |
| 松江選挙区   | 55,502  |
| 浜田選挙区   | 15,842  |
| 出雲選挙区   | 46,628  |
| 益田選挙区   | 13,510  |
| 大田選挙区   | 10,363  |
| 安来選挙区   | 11,237  |
| 江津選挙区   | 6,935   |
| 雲南・飯石選挙区  | 12,873  |
| 仁多選挙区   | 3,908   |
| 邑智選挙区   | 5,733   |
| 鹿足選挙区   | 4,146   |
| 隠岐選挙区   | 5,892   |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）     | 162,949 |

正

誤

平成27年 5 月29日付け島根県報第2,703号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
10	正誤中	浜田市熱田町1935- 4、1936- 2 (以上2筆国有林)	浜田市熱田町1935- 4・1936- 2 (以上2筆国有林)

平成25年 5 月 7 日付け島根県報号外第86号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正						
2	島根県告示第335号 の表中	<table border="1"> <tr><td>メートル</td></tr> <tr><td>296.00</td></tr> <tr><td>296.00</td></tr> </table>	メートル	296.00	296.00	<table border="1"> <tr><td>メートル</td></tr> <tr><td>226.00</td></tr> <tr><td>226.00</td></tr> </table>	メートル	226.00	226.00
メートル									
296.00									
296.00									
メートル									
226.00									
226.00									

平成26年 2 月 7 日付け島根県報号外第 8 号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正		
4	島根県告示第62号 の表中	<table border="1"> <tr><td>邑智郡邑南町日貫315番 1 地先から同 1484番 1 地先まで</td></tr> </table>	邑智郡邑南町日貫315番 1 地先から同 1484番 1 地先まで	<table border="1"> <tr><td>邑智郡邑南町日貫3159番 1 地先から同 1484番 1 地先まで</td></tr> </table>	邑智郡邑南町日貫3159番 1 地先から同 1484番 1 地先まで
邑智郡邑南町日貫315番 1 地先から同 1484番 1 地先まで					
邑智郡邑南町日貫3159番 1 地先から同 1484番 1 地先まで					